

### 3. 変更日について

令和2年10月1日より

### 4. バス車両について

車両の変更はなし

路線名	車種区分	長さ	幅	高さ	重量
白須賀新居鷺津線	小型	699cm	210cm	311cm	7,735kg
白須賀鷺津線	中型	899cm	230cm	311cm	11,365kg
知波田入出線(仮称)					
白須賀岡崎線、岡崎循環線					
岡崎鷺津線	小型	538cm	188cm	228cm	2,050kg
鷺津循環線					

※各数値は使用車両の最大数値を示しています。

※令和2年5月1日現在の使用車両となります。

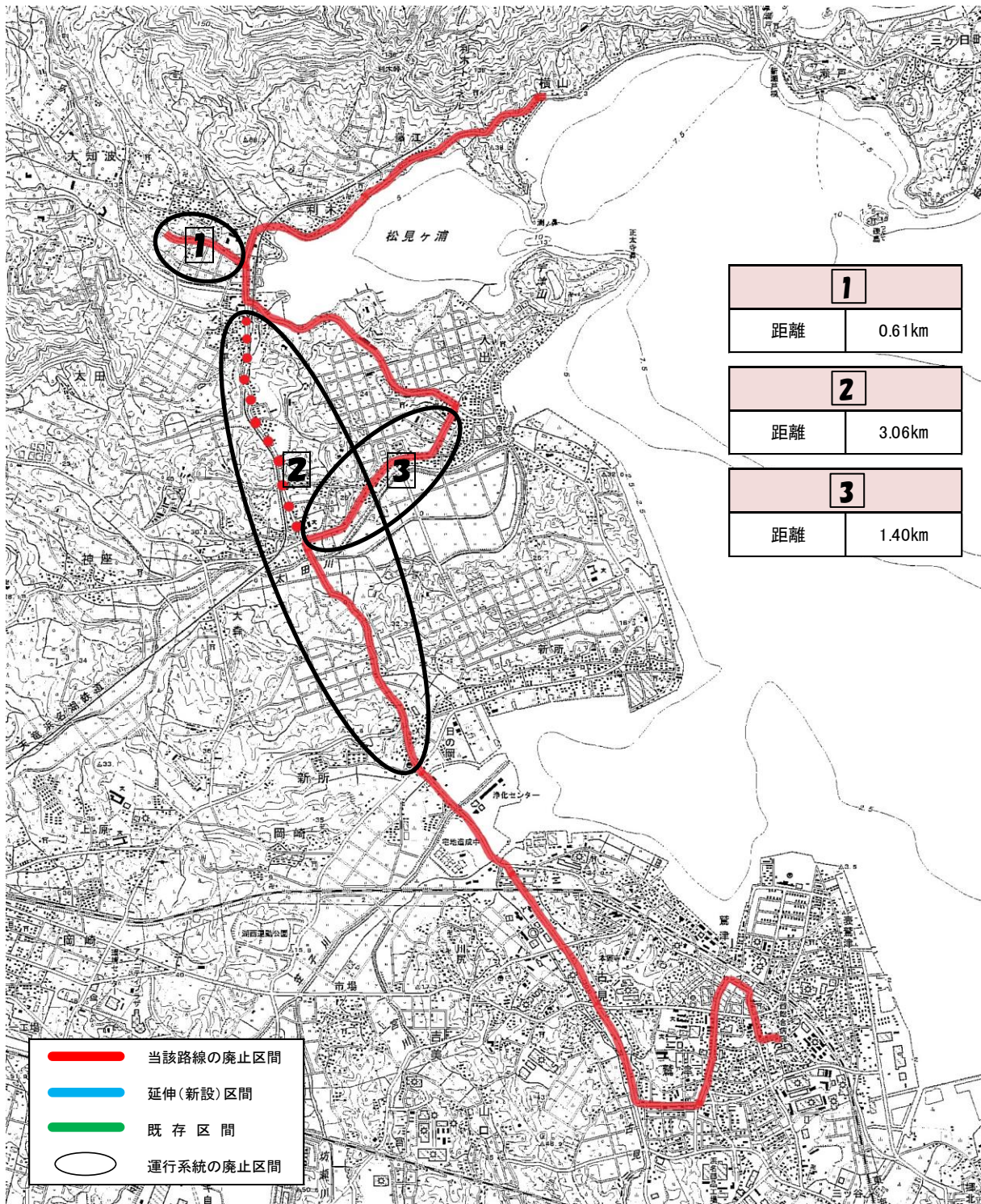
### 5. バス停について

対 応	バス停の名称		
廃 止 (撤 去)	・大知波 ・大知波西 ・入出西 ・利木集会場	・湖西中学校前 ・JA湖西北支店 ・知波田小学校前(北行き) ・長谷西	・長谷北 ・境宿西
名称変更	・岡崎小学校東 → 川口整形外科		
移 動	・入出 ・大森駅 ・神座西 ・太田西		
追 加 (片側→両側)	・新所原医院 ・デンソー湖西製作所前 ・いしはま医院前 ・岡崎小学校東 → 川口整形外科	・プライムアースEVエナジー ・大森駅 ・太田西 ・神座	・神座西 ・湖西連峰梅田登山口
新 設 (新バス停)	・新所原駅南口 ・杏林堂新所原駅南店(両側)		

※廃止するバス停については、従来より乗降者数が少なくデマンド型乗合タクシーの運行地区であるため、利便性は損なわれない。

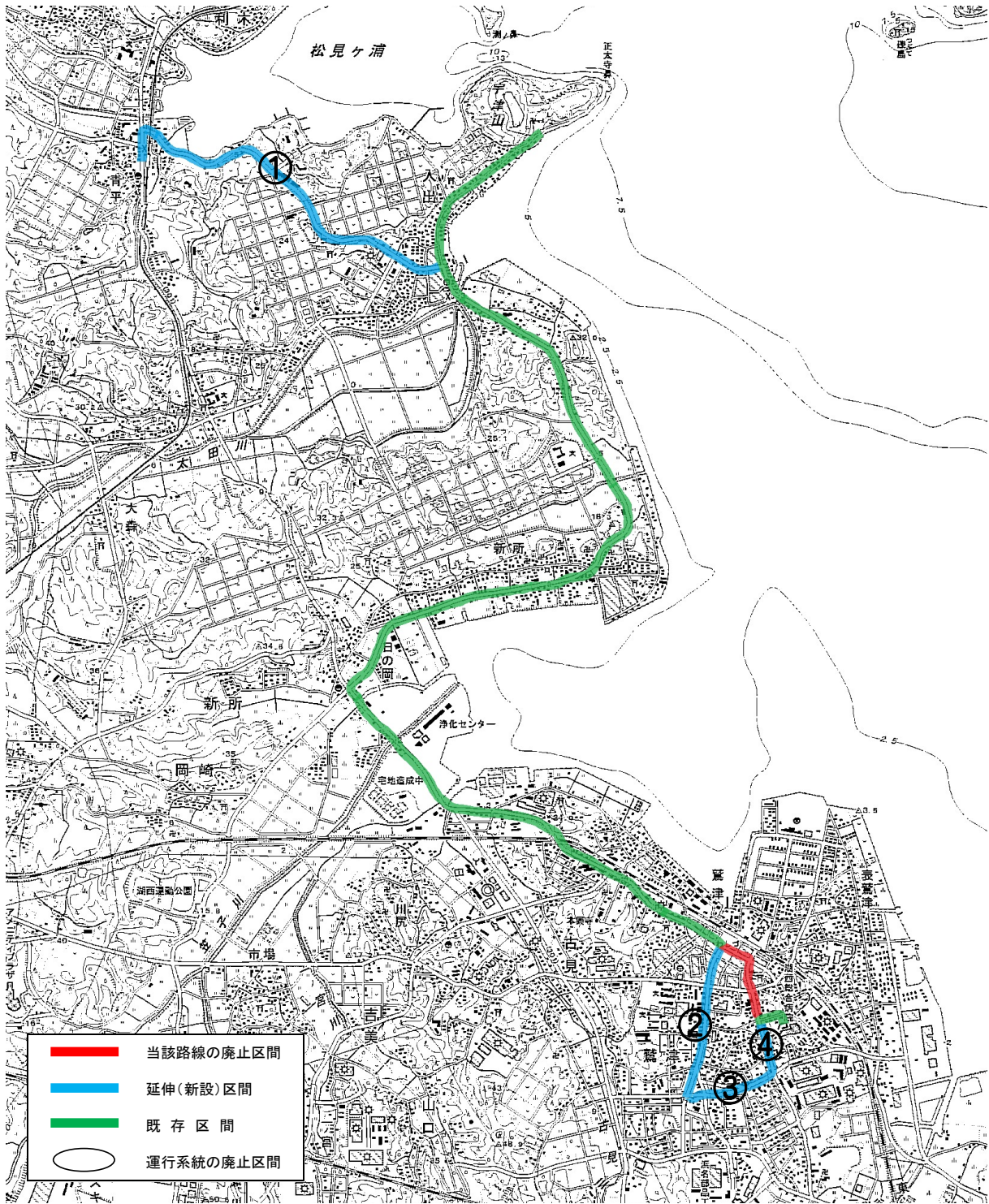
## 6. 廃止区間、延伸（新規）区間、距離、幅員について

知波田鷲津線





入出新所鷺津線（路線名変更後：知波田入出線）



①		
幅員	最小	5.4m
	最大	8.5m
距離	2.08km	

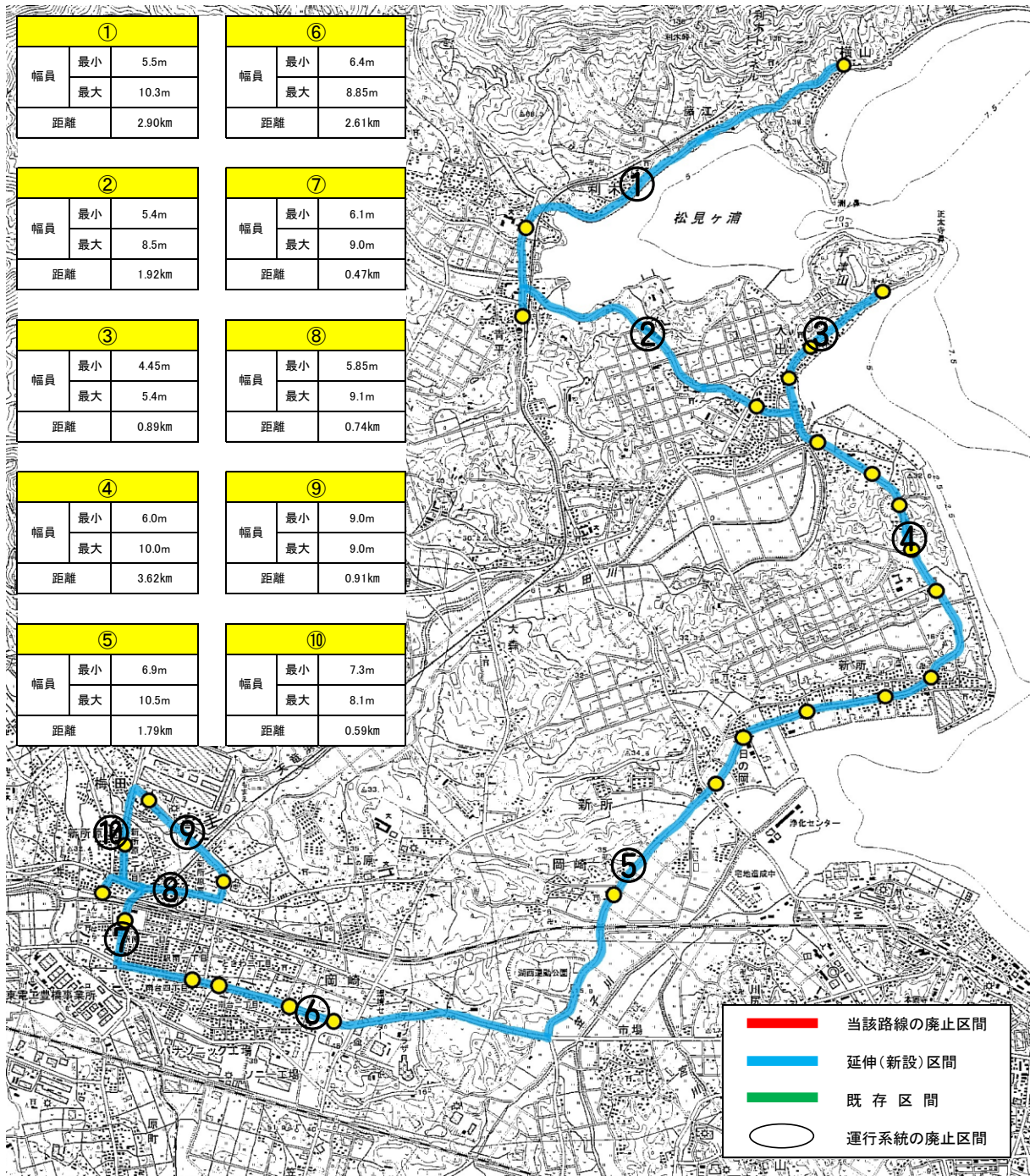
②		
幅員	最小	5.9m
	最大	9.9m
距離	0.84km	

③		
幅員	最小	7.0m
	最大	10.0m
距離	0.49km	

④		
幅員	最小	6.0m
	最大	9.0m
距離	0.29km	

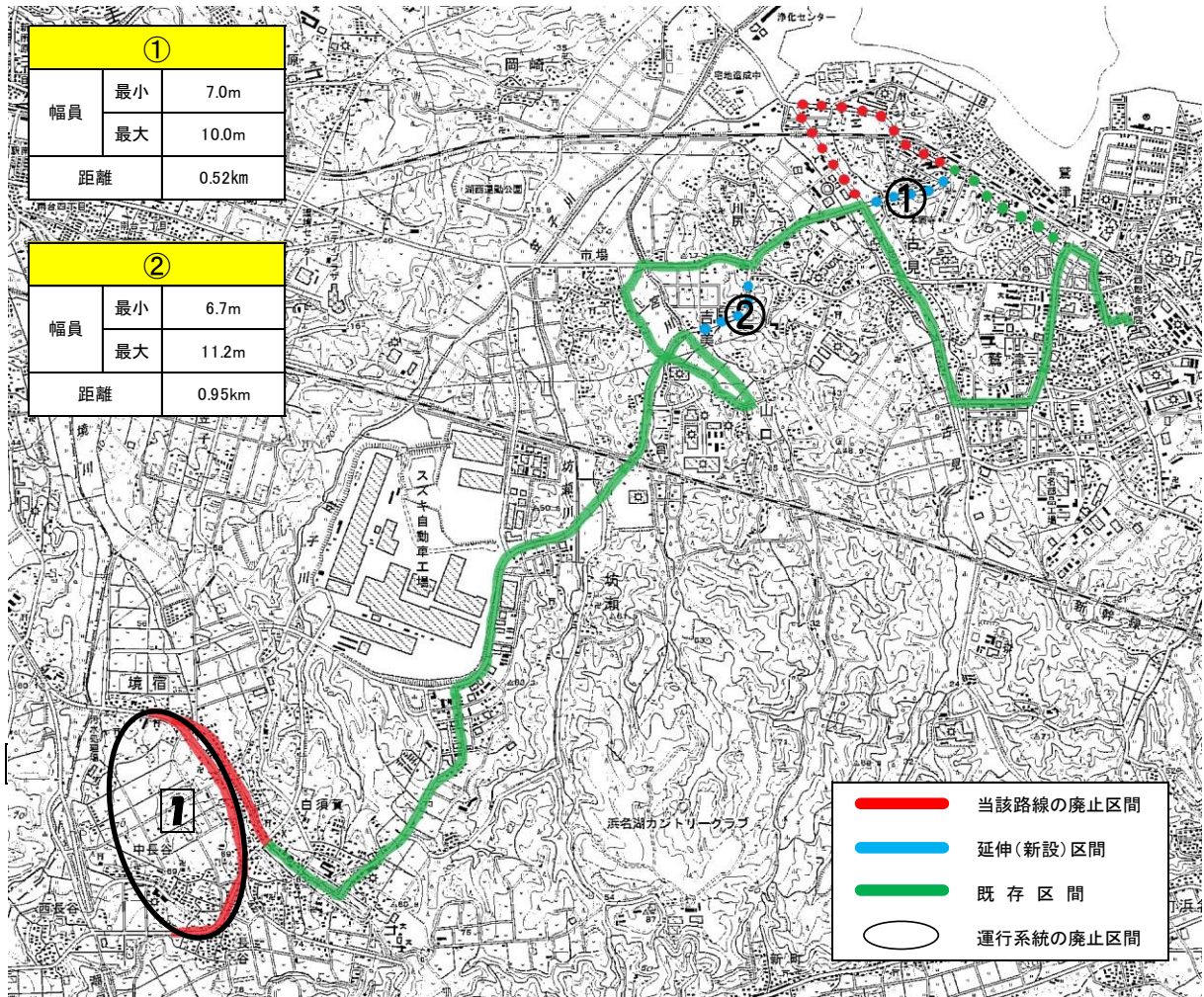


知波田入出線（新設路線）

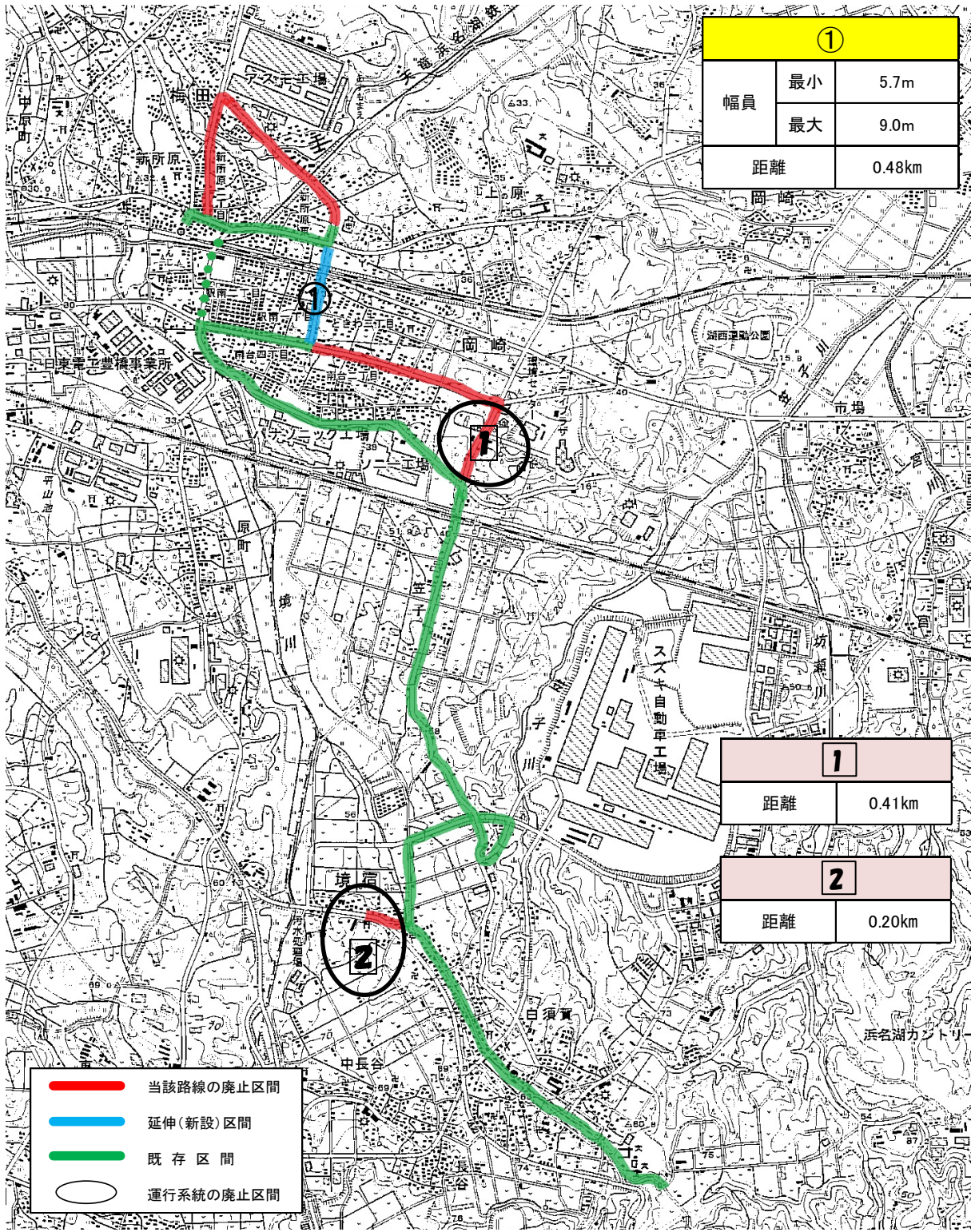




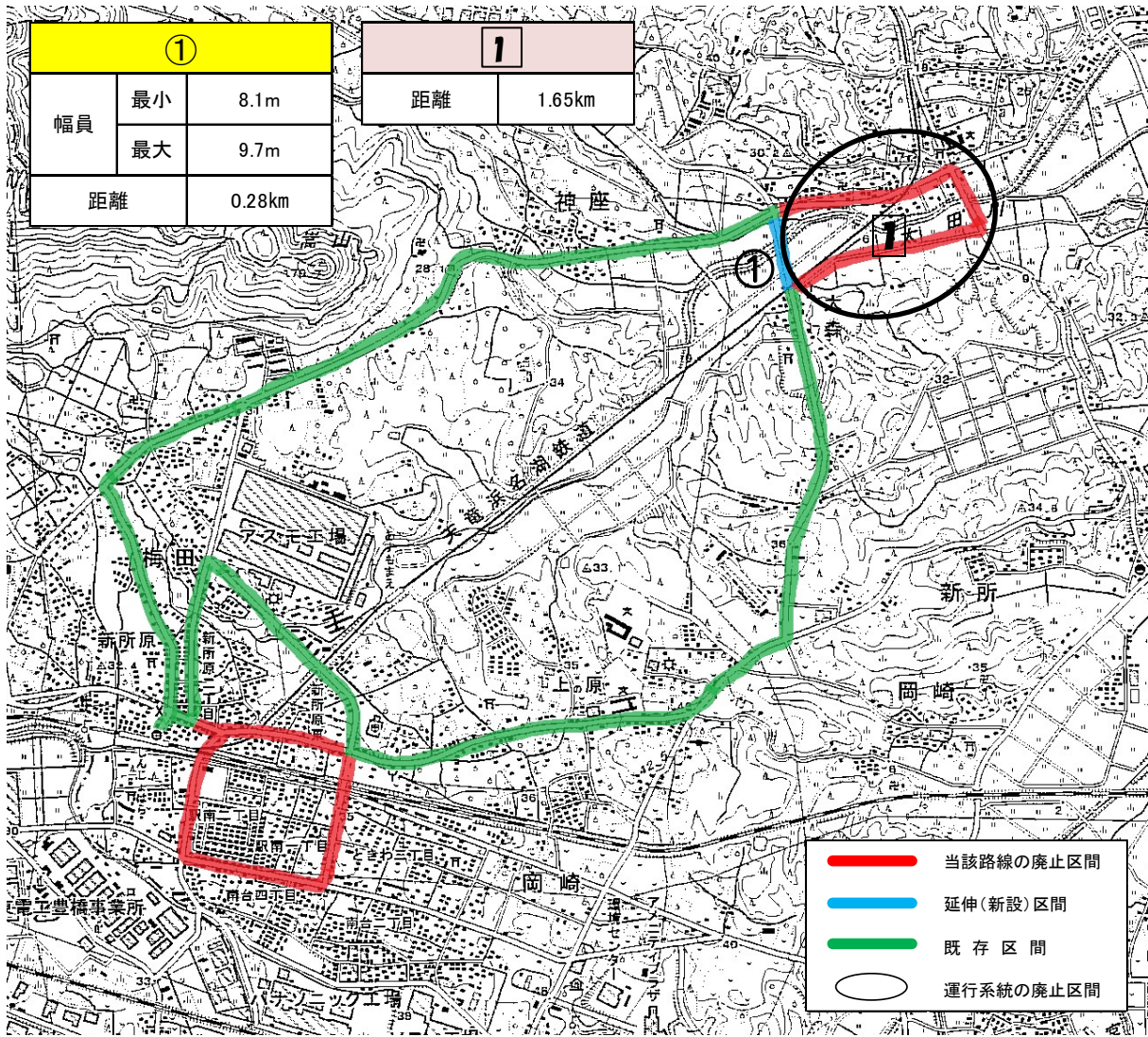
白須賀鷺津線

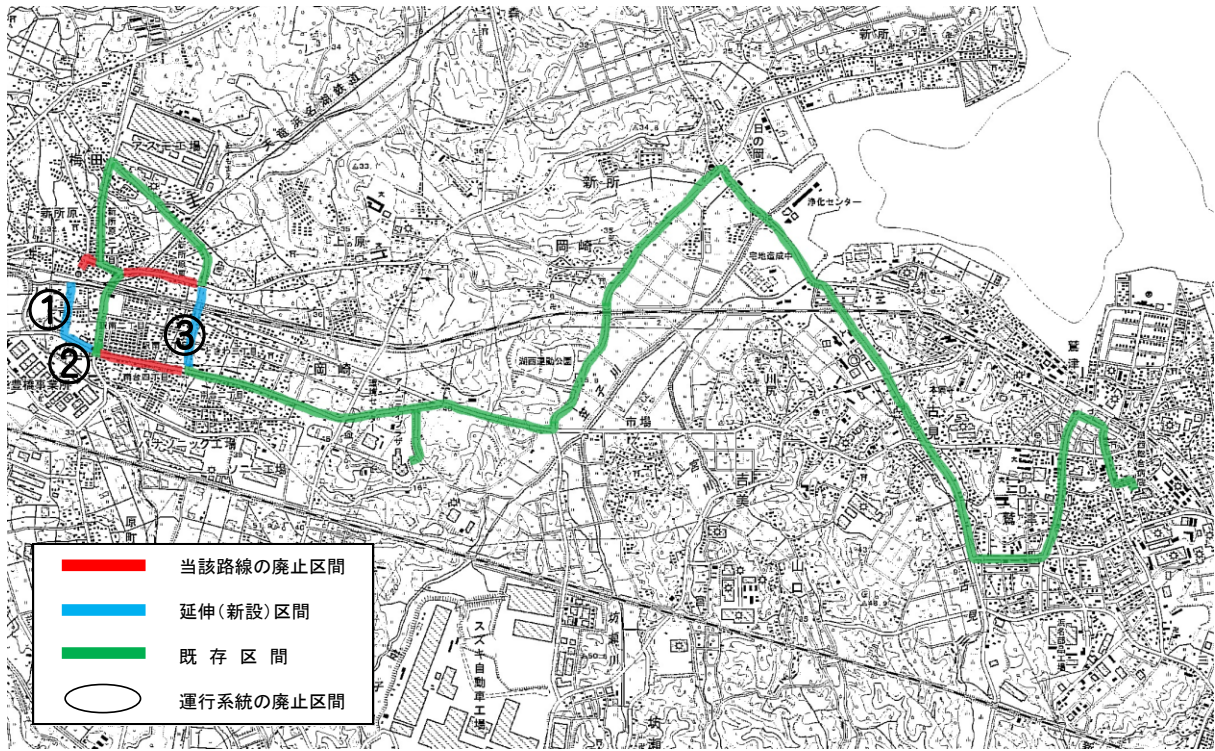












①		
幅員	最小	9.0m
	最大	9.0m
距離		0.29km

②		
幅員	最小	10.0m
	最大	10.4m
距離		0.19km

③		
幅員	最小	5.7m
	最大	9.0m
距離		0.48km





令和 2 年 6 月 24 日

(件名)

## 湖西市デマンド型乗合タクシーにおける運賃改定について

(産業部産業振興課)

### 1 概要

現在、デマンド型乗合タクシーを運行している「白須賀地区協議会」及び「知波田地区協議会」から、運賃の見直しに関する要望があったため、以下の事項を方針及び仕様として定め、運賃を変更することとしたい。

### 2 運賃改定の方針について

以下の項目を方針とする。

- 消費税増税及び一般乗用タクシーに係る運賃改正に伴い来年度から運行経費の増加が見込まれる。今後も継続可能な交通手段とするため、また、受益者負担の観点から運賃の一部を値上げ
- 利用者の費用負担に係る軽減及び乗合率の向上並びに運行の効率化を目的とした、「乗合割引き」の導入
- 割引金額の設定を 1 つに統一し、利用者及び運転手が分かりやすい制度設計の構築
- コミュニティバスとの整合性（運賃及びサービス面）を考慮しながら、乗合割引を導入する移動経路の選定

### 3 運賃改正の仕様について（変更箇所）

以下の項目を変更する。

- 白須賀地区における地区外移動（鷺津地区、新居地区、岡崎地区）に係る利用料金（運賃）を 700 円から 800 円に変更する。
- 知波田地区における新居地区移動に係る利用料金（運賃）を 900 円から 1,000 円に変更する。
- 利用した結果、乗合が発生した場合において、2 人の場合は一人当たりの利用料金（運賃）から 200 円割り引くこととする。3 人以上の場合は一人当たりの利用料金（運賃）から 300 円割り引くこととする。
- 他の割引料金については、乗合が発生した際の割引を行った後の料金から割り引くこととする。

※イメージは裏面

### 4 改正時期

令和 2 年 10 月 1 日（木）から

### 5 その他

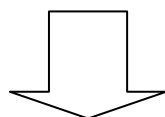
その他詳細については、別紙仕様書のとおり。



(イメージ)

《白須賀地区》

旧運賃体系	地区別	1人乗車	2人乗車	3人以上乗車	乗合割引の適用
	地区内移動	300円	300円	300円	適用せず
	地区外移動	700円	700円	700円	適用せず

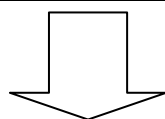


新運賃体系	地区別	1人乗車	2人乗車	3人以上乗車	乗合割引の適用
	地区内移動	300円	300円	300円	適用せず
	地区外移動	<b>800円 (値上)</b>	<b>600円</b>	<b>500円</b>	<b>適用</b>

※半額割引利用者については、上記表の運賃から割り引く。

《知波田地区》

旧運賃体系	地区別	1人乗車	2人乗車	3人以上乗車	乗合割引の適用
	地区内移動	300円	300円	300円	適用せず
	新居地区移動	900円	900円	900円	適用せず
	鷺津地区移動	700円	700円	700円	適用せず
	岡崎地区移動	700円	700円	700円	適用せず
	入出・新所地区移動	500円	500円	500円	適用せず



新運賃体系	地区別	1人乗車	2人乗車	3人以上乗車	乗合割引の適用
	地区内移動	300円	300円	300円	適用せず
	新居地区移動	<b>1,000円 (値上)</b>	<b>800円</b>	<b>700円</b>	<b>適用</b>
	鷺津地区移動	700円	<b>500円</b>	<b>400円</b>	<b>適用</b>
	岡崎地区移動	700円	<b>500円</b>	<b>400円</b>	<b>適用</b>
	入出・新所地区移動	500円	500円	500円	適用せず

※半額割引利用者については、上記表の運賃から割り引く。

# 湖西市デマンド型乗合タクシー 運行業務仕様書

令和 2 年 10 月

湖西市

1. 適用範囲  
この仕様書は、湖西市が発注する湖西市デマンド型乗合タクシーの運行業務に適用する。
2. 目的  
湖西市における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、湖西市デマンド型乗合タクシー実証実験（以下、「デマンド型乗合タクシー」という。）の運行業務を委託する。
3. 委託事業の概要
  - (1) 運行区域等  
運行区域は白須賀地区及び知波田地区とし、それぞれの地区内及び地区外の指定施設（乗降場所）を指定する。
  - (2) 事業形態  
本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。
  - (3) 委託期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
  - (4) 運行方法  
道路運送法第4条による乗合運行。
  - (5) 業務に必要とされる要件
    - ① 運行業務、運行管理業務及び車両管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
    - ② 上記運行区域において、**契約締結日**から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。
    - ③ 運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実にを行うこと。
  - (6) デマンド型乗合タクシーの運行内容
    - ① 利用対象者
      - ア. 利用対象者は、白須賀地区及び知波田地区の住民とする。
      - イ. 未就学児だけの利用はできないこととする。



- ウ. 運行車両への乗り降りに、乗務員の介助を必要としないこと。
- ② 利用登録
- ア. デマンド型乗合タクシーの利用者は、登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に登録手続きを行う。
  - イ. 市では、記載内容を確認し、利用者番号、氏名等を掲載した利用者登録証を無料で発行（郵送）する。
  - ウ. 受託者へ必要な利用者情報を提供する。
- ③ 利用方法
- ア. 事前に運行事業者へ直接電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約する。同乗する未就学児についても予約を必要とする。
  - イ. 予約受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時までとする。日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
  - ウ. 予約受付は、7日前から各便の30分前までとする。ただし、運行時間が8時00分及び8時30分の便は、前日の午後5時までの受け付けとする。
- ④ 運行目的地
- ア. 白須賀地区
    - 《白須賀地区内》
    - 《鷺津地区》
    - 《新居地区》
    - 《岡崎地区》
  - イ. 知波田地区
    - 《知波田地区内》
    - 《鷺津地区》
    - 《新居地区》
    - 《岡崎地区》
    - 《入出・新所地区》
- ⑤ 運行日
- 月曜から金曜日とする（運休日を除く）。
- ⑥ 運休日
- 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ⑦ 運行経路等
- ア. デマンド型乗合タクシーの予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の乗降を繰り返す。
  - イ. 利用者宅と運行目的地（乗降場所、指定施設等）を結び、これら以外の乗降はできないものとする。また、指定施設から指定施設への移動はできないものとする。

⑧ 利用料金（運賃）

ア. 白須賀地区

《白須賀地区内》300 円

《鷺津地区》800 円

《新居地区》800 円

《岡崎地区》800 円

イ. 知波田地区

《知波田地区内》300 円

《鷺津地区》700 円

《新居地区》1,000 円

《岡崎地区》700 円

《入出・新所地区》500 円

※湖西市が発行する湖西市高齢者バス・タクシー乗車券も運賃収入に含む。

※運賃収入は、現金・回数券・湖西市高齢者バス・タクシー乗車券にて徴収するものとする。

⑨ 割引料金

2人以上乗合が発生した場合について、以下の表に基づき一人当たり料金を割り引くものとする。

《白須賀地区》

地区区分	2人乗車	3人以上乗車
地区内	割引なし	割引なし
鷺津・新居・岡崎地区	200円割引	300円割引

《知波田地区》

地区区分	2人乗車	3人以上乗車
地区内	割引なし	割引なし
鷺津・新居・岡崎地区	200円割引	300円割引
入出・新所地区	割引なし	割引なし

また、下記の者については、乗合が発生した際の料金を割り引いた後、下記に示すように料金を割り引くものとする。

- ・ 同伴者1人につき未就学児2人まで：【無料】
- ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：【半額】
- ・ 小学生：【半額】
- ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付添人1人：【半額】
- ・ 2人以上乗合が発生した場合については、以下の表に基づいて運行区域は白須賀地区及び知波田地区とし、それぞれの地区内及び地区



外の指定施設（乗降場所）を指定する。

《全地区共通事項》

⑩ 運行便数と運行時刻

ア. 白須賀地区

8:00・9:00・10:00・10:30・11:00・11:30・12:00・12:30・  
13:00・14:00・15:00・16:00・17:00

イ. 知波田地区

8:30・9:30・10:30・11:30・12:30・13:30・14:30・15:30・16:30・  
17:30

⑪ 事業費の考え方

委託契約を締結する際に1運行当たりの事業費（運行費）を確定し、この運行費（割引料金を含む）と利用者からの乗車賃（利用料金）の差額を委託料として市が支払う。

また、運賃収入の他、回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額も運行経費から差し引くものとする。

⑫ 運行車両

ア. 運行事業者が所有する一般乗用旅客事業に使用する5人未満の乗車定員の車両を使用する。

イ. 車両の運行台数は、予備車両を含め26台以上とする。

※予想される配車に対して滞りなく対応すること。

ウ. 運行事業者は運行開始日までに車両を準備し、本市の確認を受けること。

⑬ 指定施設等については、湖西市地域公共交通会議、運行事業者と協議の上決定する。

4. 委託業務の範囲

- (1) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用予約に関すること。
- (2) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行に関すること。
- (3) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用料金の徴収に関すること。
- (4) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行管理及び運転者に関すること。
- (5) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。

5. 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車

両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を産業振興課に提出すること。  
なお、その後の異動についても同様とする。

- (3) 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を産業振興課に提出すること。
- (4) 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

## 6. 委託料、運行経費、収入

- (1) 委託料は、委託期間内における「1運行に係る運行費用」の合算額から「1運行によって徴収した利用料金」及び回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額を差し引いた金額とする。この場合において、当該利用料金の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。

また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行費用が増加した場合は、発注者と受注者とが協議するものとし、必要に応じて変更契約を行うことができる。

- (2) 運行分の請求は次の期日までに請求するものとする。

令和3年1月10日（令和2年10月1日から令和2年12月28日までの運行分）

令和3年4月10日（令和3年1月4日から令和3年3月31日までの運行分）

市は、請求を受理してから30日以内に委託料を払うものとする。

- (3) 利用料金の合算額が運行費用の合算額を同額若しくは上回った場合は、市は、当該金額を速やかに委託運行事業者に請求するものとし、運行委託事業者は、請求を受けた日から市が指定する口座に、期日内に支払うものとする。

- (5) 運行経費

経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び指定施設毎の乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費
- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・その他業務に必要な経費

## 7. 委託事業上の注意事項

- (1) 事業者は、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な法人であること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必

要な資料の提供ができること。

- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。
- ① 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
  - ③ 湖西市から入札参加停止措置を受けている者。
  - ④ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
  - ⑤ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者。
  - ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者(平成17年6月改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。)
  - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑨ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

## 8. 特記事項

### (1) 事故等の報告

デマンド型乗合タクシーの運行業務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。

### (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

### (3) 聞き取り調査

ア タクシー車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日:運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

### (4) 損害賠償責任

事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関らず運行事業者の責任とする。

### (5) 協議の場の設置

本業務の実施期間中、次の事項を協議する場を設置することができるものとする。

- ① 業務実績報告書についての質疑応答に関する事項。



- ② 安全管理、車両管理に関する事項。
- ③ 苦情、要望事項。
- ④ 運行方法等に対する改善提言に関する事項。
- (6) 資料提供の協力等  
市の求めにより運行に関する資料の提供、運行内容を協議する会等への参加について協力するものとする。
- (7) 個人情報の取り扱い  
当該委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、湖西市個人情報保護条例（平成平成 17 年 3 月 25 日湖西市条例第 7 号）の目的に鑑み適切に処理しなければならない。
- (8) 再委託の禁止  
第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。
- (9) 関係法令等の遵守  
委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 疑義事項  
本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。
- (11) 補助金の申請手続き等  
運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」や、静岡県「市町自主運行バス事業費補助金」等の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。
- (12) 契約  
実証実験後、“(13) 契約の解除” に該当しない場合については、“3（3）委託期間” の翌年度及び翌々年度に限り公共交通会議に諮り契約できるものとする。
- (13) 契約の解除  
本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。  
ア 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。  
イ 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

## 9. その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。

- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行区域、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合がありますので公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 業務実績報告書、車両明細書、利用者明細書は別紙のとおり。

実務実績報告書

年 月 日

(宛て先)  
湖西市長

所在地  
名 称  
代表者 ㊟

湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書第9条に基づき運行状況を次のとおり報告します。

【 年 月】

- |          |     |          |   |
|----------|-----|----------|---|
| 1. 乗車人員  | 0 人 | {        | 内、白須賀地区<br>一般 0 人、障害者 0 人、返納 0 人、<br>付添人 0 人、小学生 0 人、幼児 0 人 |
|          |     |          | 知波田地区<br>一般 0 人、障害者 0 人、返納 0 人、<br>付添人 0 人、小学生 0 人、幼児 0 人   |
| 2. 運行車両数 | 0 台 | (内、白須賀地区 | 0 台、知波田地区 0 台)  |
| 3. 運行経費  | 0 円 | (内、白須賀地区 | 0 円、知波田地区 0 円)  |
| 4. 運賃収入  | 0 円 | (内、白須賀地区 | 0 円、知波田地区 0 円)  |
| 5. 委託運香料 | 0 円 | (3 - 4)  |   |
| 6. その他   |     |          |   |

※注意

- (1)本報告書に「明細書」を添付して提出してください。
- (2)その他には、道路交通法第 72 条第 1 項の交通事故、自動車事故報告規則第 2 条の重大事故、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 条により処理された苦情又はそのた特出すべき事項について記載してください。



別紙 車両明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー車両明細書 ( 地区 年 月分)

車両 NO.	運行日	方面 区分	便 区分	利用者数					運行経費 (円)	運賃収入 (円)	委託料 申請額 (円)	走行 <sup>※</sup>	うち実車 走行 <sup>※</sup>	運転手 氏名
				計	大人	障害者	付添人	幼児						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
計														

別紙 利用者明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー利用者明細書 ( 地区 年 月分)

車両 NO.	運行 日	方面 区分	便 区分	エリア 区分	会員 No	利用者 区分	乗車場所	降車場所	運賃収入 (円)	運行 <sup>※</sup> (km)	予約	車両 No
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
計												

令和 2 年 6 月 24 日

(件名)

## コーちゃんバスにおける運賃改定について

(産業部産業振興課)

### 1 概要

平成 29 年 5 月に策定された「湖西市地域公共交通網形成計画」に基づき、分かりやすく、利用しやすい運賃体系の実現に向けて、以下の事項を方針及び仕様として定め、運賃を変更することとしたい。

### 2 運賃改定の方針について

以下の項目を方針とする。

- 「現在のゾーン制運賃は分かりづらい」という市民や利用者からの意見を受け、「分かりやすく利用しやすい運賃体系」の選定
- 小学生など通学利用者の負担増へ配慮した運賃体系の選定
- 利便性と財政負担の両立」を考慮した運賃体系の選定

### 3 運賃改定を行う路線及び系統について

#### 市内全域

路線名	系統名
鷺津循環線 (3 系統)	通勤便、西回り、東回り
知波田入出線 (6 系統)	新所原駅北口系統、浜名湖電装直通系統、正太寺鷺津駅系統、知波田駅発湖西病院系統 (第 3 便)、知波田駅⇄湖西病院系統 (4-6 便、2-4 便)、知波田駅⇄鷺津駅系統 (7 便、5-6 便)
白須賀新居鷺津線 (3 系統)	通学系統、JA 白須賀支店発系統、市役所発系統
白須賀鷺津線 (5 系統)	一の宮系統、JA 白須賀支店発鷺津駅系統、JA 白須賀支店発湖西病院系統 (豊田佐吉記念館除く。第 3 便)、JA 白須賀支店⇄湖西病院系統 (4-6 便、2-5 便)、鷺津駅発系統 (豊田佐吉記念館除く。第 6 便)
岡崎鷺津線 (2 系統)	新所原駅南口⇄湖西病院系統、新所原駅南口⇄湖西病院木曜系統
白須賀岡崎線 (2 系統)	通学系統、新所原駅北口⇄おんやど白須賀系統
岡崎循環線 (1 系統)	岡崎循環線



#### 4 運賃改定の仕様について（変更箇所）

以下の項目を変更する。

- 現在のゾーン制運賃から市内全域一律運賃とし、料金は200円とする。
- 定期券制度について、「通勤定期」を「一般定期」に改める。また、新たに小人割引を設け、割引率を5割とする。

※定期券料金については、別紙「(新旧対照表) コーちゃんバス定期券料金一覧表)のとおり。

- 回数券は、以下のとおり変更する。

変更前		変更後	
種類	券種・値段	種類	券種・値段
一般用 一般利用者	100円券 11枚綴り 1,000円	大人	200円券 11枚綴り 2,000円
一般用 半額利用者	50円券 22枚綴り 1,000円	身体障害者手帳等をお持ちの方とその付き添いの方1人	100円券 22枚綴り 2,000円
通学用 一般利用者	100円券 26枚綴り 2,000円	中学生 高校生 等	200円券 13枚綴り 2,000円
通学用 半額利用者	50円券 26枚綴り 1,000円	小学生	100円券 26枚綴り 1,000円

#### 5 改正時期

令和2年10月1日（木）から

#### 6 その他

その他詳細については、別紙「湖西市コミュニティバス等運行業務仕様書」のとおり。

## (新) コーちゃんバス定期券料金一覧表

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	200	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
一般定期	200	5,740	2,870	11,490	5,750	16,370	8,190	21,820	10,910	27,280	13,640	31,010

通学定期割引 0.60 計算式 基準運賃額×60回×(1-種類別割引額(※1))×小人定期割引(※2)×  
 一般定期割引 0.67 5/7  
 障害者定期割引 0.70 ※1 種類別(通学・障害者別)(障害者の場合は、一般割引及び障害者割引を乗ずる)

3か月以上定期割引 0.95  
 6か月以上定期割引 0.90 ※2 小人の場合のみ適用する。

小人定期割引 0.50 ※3 小人の定期券に係る払い戻し基準額については、50円とする。

## (旧) コーちゃんバス定期券料金一覧表

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

大人	1ヶ月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		5ヶ月		6ヶ月	
	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道
通学定期	100円	1,290	640	2,570	1,290	3,660	1,830	4,890	2,450	6,110	3,000	6,940
200円	2,570	5,140	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770
300円	7,710	3,860	1,930	7,710	3,860	10,990	5,500	14,660	7,330	18,320	9,160	20,830
400円	10,290	5,150	2,570	10,290	5,150	14,660	7,330	19,540	9,770	24,430	12,220	27,770

通学定期割引 0.60 計算式 基準運賃額×60回×(1-種類別割引額(※1))×5/7  
 一般定期割引 0.67 ※1 種類別(通学・障害者別)(障害者の場合は、通勤割引及び障害者割引を乗ずる)

3か月以上定期割引 0.95  
 6か月以上定期割引 0.90

## 湖西市バス運行業務仕様書

2020年10月1日～2021年3月31日まで

### 1 適用範囲

この仕様書は、湖西市が発注するバス運行業務に適用する。

### 2 目的

本市では、「誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境が充実した暮らしやすいまち」を交通将来像とする「湖西市地域公共交通網形成計画」を策定して地域公共交通の充実に取り組んでいる。市内の移動ニーズに対応するため、コミュニティバスを2020年10月1日から変更する。

### 3 業務内容

#### (1) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

#### (2) 業務期間

契約締結日から2021年3月31日まで

なお、路線の再編を行う場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定するため、この限りではない。

#### (3) 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

### 4 運行路線・バス停配置

運行開始日から運行する路線・バス停配置は別紙のとおりとする。

路線名	詳細内容
鷺津循環線	別紙のとおり
白須賀新居鷺津線	別紙のとおり
岡崎鷺津線	別紙のとおり
知波田入出線	別紙のとおり
白須賀鷺津線	別紙のとおり
白須賀岡崎線・岡崎循環線	別紙のとおり



## 5 運行ダイヤ

各路線の運行ダイヤ・本数は別紙のとおりとする。なお、路線の再編及び運行ダイヤを変更する場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定するため、この限りではない。

## 6 運行日

各路線の運行日は、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始は運休とする。

## 7 運行車両

### (1) 車両の条件

車両は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は中部運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

### (2) 使用車両

以下のとおりとする。なお、予備車両は含んでいない。

路線名	最大乗車定員	最低台数
鷺津循環線	10 人程度	最低 1 台
白須賀新居鷺津線	25 人程度	最低 1 台
岡崎鷺津線	25 人程度	最低 1 台
知波田入出線	25 人程度	最低 1 台
白須賀鷺津線	25 人程度	最低 1 台
白須賀岡崎線・岡崎循環線	25 人程度	最低 1 台

### (3) 車両の確保

運行に使用する車両は、運行事業者で準備するものとし維持管理を行うものとする。車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行事業者で準備する。

### (4) 車両確保の確認

運行事業者は、運行開始日までに準備し、本市の確認を受けること。

## 8 運行準備

ア 運行開始日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。

イ 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有する

こと。

ウ 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。

エ 運行事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までにア～ウに掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに本市へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。

オ 運行路線の時刻表及び路線図等は、本市と協議の上作成し、運行開始日の概ね1週間前までに設置すること。

カ 運行改善に伴い、時刻及び路線等の変更が生じた場合は、時刻表及び路線図等を記したPRチラシを協議の上、作成すること。

## 9 料金

### (1) 通常料金

市内一律運賃を採用し、200円とする。なお、料金を変更する場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定する。なお、他の路線へ乗り継ぐ場合は、乗継券を発行する。

### (2) 割引料金

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

- ・ 同伴者1人につき未就学児2人まで：無料
- ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：無料
- ・ 小学生：半額
- ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方とその付添人1人：半額

## 10 車内・車外広告

(1) 車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は基本的には運行事業者が作成するものとする。

(2) 運行事業者は、本市と協議の上、車内及び車外広告を募集し、広告収入を得ることができるものとする。広告収入は当該路線の経常収益に含めることとする。

## 11 運行経費

### 運行経費の負担

#### (1) 負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提する。本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）－当該路線に係る収入  
※地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。

※燃料費の高騰など事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増大した場合は別途協議する。

(2) 経費には以下のものを含むこととする。

- ・ 人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
- ・ 燃料油脂費
- ・ 車両の調達費
- ・ 車両の修繕、点検、保管費
- ・ 課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・ 保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・ 停留所設備の維持・管理
- ・ 転回や休憩場所を確保するための借地料
- ・ その他業務に必要な経費

(3) 停留所設備（ポール、運行ダイヤ表示板）については、既存のバス停を継続して使用するものとする。運行開始後の維持管理は運行事業者で行うものとする。

(4) その他業務には、運輸局への申請業務、公共交通会議への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗車券の作成・発行、料金徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

## 1 2 公募時の提案事項

(1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。

(2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

## 1 3 利用状況調査の実施

### (1) 乗降調査

ア 調査員等により、利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査する。

イ 乗務員等により、便及びバス停別の乗降者数を調査する。

ウ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

エ 調査日：アの調査は、運行期間内で本市の指示により決定し、1年に1

日程度とする。

イの調査は原則、全運行日とする。

## (2) 聞き取り調査

ア バス車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日：運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

## 1.4 運行管理

ア 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。

イ 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を産業振興課に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。

ウ 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を産業振興課に提出すること。

エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

## 1.5 管理体制

### ①管理責任者

ア 運行事業者は、業務を執行するにあたり管理責任者を定める。

イ 管理責任者は、乗務員及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。

ウ 管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。

エ 乗務員及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。

オ 運転中に事故が発生した場合は、管理責任者は直ちに事故調査をし、産業振興課へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。

カ 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、運行事業者がその責を負うこと。ただし、運行事業者の責によらないものはこの限りではない。

キ 運行事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。

ク 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに担当課へ報告しなければならない。

ケ 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに担当課へ報告するものとする。

## ②乗務員

ア 業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に最善の注意を払うこと。

イ 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障や苦情等についての対応も同様とする。

ウ 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。

## 1 6 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

## 1 7 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

## 1 8 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

## 1 9 協議事項

契約または協定に定めのない事項及び契約または協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、本市と運行事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

## 2 0 その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。



- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。
- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を契約後短時間で変更する場合があるので、公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 運行開始日までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。

令和 2 年 6 月 24 日

(件名)

**コーちゃんバス（白須賀新居鷺津線）運行ダイヤにおける改正について**

(産業部産業振興課)

**1 経緯**

令和元年 6 月 24 日に開催された第 1 回湖西市地域公共交通会議にて、より安全な運行を目指して運転手の法定の休憩時間確保のためのダイヤ改正を承認いただき、令和元年 10 月 1 日からダイヤ改正を行った。

その後、運行事業者と運行状況の確認等を行った中で運行ダイヤの調整の提案があったため、以下のとおり変更することとしたい。

**2 変更するダイヤについて**

全 7 便中 5 便 ※変更箇所は資料 9-1 のとおり

**3 変更の目的**

【通学便】実走した結果、運行ダイヤより出発時刻の遅延が発生することが判明したため。

【市役所行き】発車時刻を遅らせることで、通学便 1 便から市役所行き 1 便間の運転手の法定の休憩時間を確保するため。

【JA 白須賀支店行き】各便出発時刻を修正することで各便間の運転手の休憩時間を十分に確保することで、遅延等で運転手の法定の休憩時間が不足することがないようにするため。

また、第 3 便については実走した結果、運行ダイヤより出発時刻の遅延が発生することが判明したことによる修正及び新居地域センター、老人福祉センターが閉庁時間にあたり利用者実績も少ないため、運行経路から除く。

**4 改正時期について**

令和 2 年 10 月 1 日から

**5 今後の周知について**

周知期間を令和 2 年 7 月から約 3 か月間とし、以下の方法にて利用者や市民に向けての周知を実施する。

- ・バス車内にてチラシを掲示
- ・主要バス停にてチラシを掲示
- ・広報誌にて記事を掲載
- ・公共施設にてポスターを掲示

# 白須賀新居鷺津線 通学便

資料9-1

見直し前

バス停名	便	第1便
元町中丁公会堂		7:04
元町東公民館		7:05
一区公民館		7:06
大倉戸		7:08
松山		7:09
高師山公民館		7:10
新居地域センター		7:13
新居町駅		7:17
新弁天		7:24
新居弁天		7:34
ひばりヶ丘		7:35
住吉東市営住宅前		7:36
住吉		7:37
柏原		7:38
源太山南		7:39
新居地域センター		7:42
高師山公民館		7:45
松山		7:46
大倉戸		7:47
一区公民館		7:49
元町東公民館		7:50
元町中丁公会堂		7:51
JA白須賀支店		7:57



見直し後

バス停名	便	第1便
元町中丁公会堂		7:04
元町東公民館		7:05
一区公民館		7:06
大倉戸		7:08
松山		7:09
高師山公民館		7:10
新居地域センター		7:13
新居町駅		7:17
新弁天		7:23
新居弁天		7:34
ひばりヶ丘		7:35
住吉東市営住宅前		7:36
住吉		7:37
柏原		7:38
源太山南		7:39
新居地域センター		7:43
高師山公民館		7:46
松山		7:47
大倉戸		7:48
一区公民館		7:49
元町東公民館		7:50
元町中丁公会堂		7:51
JA白須賀支店		7:59

※ JA白須賀支店 ……変更があった出発時刻

# 白須賀新居鷺津線 市役所行き

見直し前

バス停名	便	第1便	第2便	第3便
JA白須賀支店		8:10	10:10	13:35
元町中丁公会堂		8:16	10:16	13:41
元町東公民館		8:17	10:17	13:42
一区公民館		8:18	10:18	13:43
大倉戸		8:19	10:19	13:44
松山		8:20	10:20	13:45
高師山公民館		8:21	10:21	13:46
新居地域センター		8:23	10:23	13:48
老人福祉センター		8:26	10:26	13:51
新居西町公民館		8:28	10:28	13:53
中町		8:29	10:29	13:54
新居関所		8:31	10:31	13:56
あらい青葉クリニック		8:31	10:31	13:56
新居町駅		8:33	10:33	13:58
新居高校		8:34	10:34	13:59
柏原		8:35	10:35	14:00
住吉		8:36	10:36	14:01
住吉東		8:37	10:37	14:02
ひばりヶ丘遊園地		8:38	10:38	14:03
新居弁天		8:41	10:41	14:06
みなと運動公園		8:43	10:43	14:08
向島中		8:45	10:45	14:10
新居町駅		8:49	10:49	14:14
あらい青葉クリニック		8:51	10:51	14:16
新居関所		8:52	10:52	14:17
天当山住宅入口		8:53	10:53	14:18
郷南公民館		8:54	10:53	14:18
郷北公民館		8:55	10:55	14:20
クリニック井田・すずき整形外科		8:57	10:57	14:22
イナカノ湖西		9:00	11:00	14:25
湖西病院		9:05	11:05	14:30
鷺津公園		9:07	11:07	14:32
鷺津駅		9:09	11:09	14:34
長尾クリニック		9:10	11:10	14:35
鷺津中学校		9:11	11:11	14:36
鷺津中学校西		9:12	11:12	14:37
こいで整形外科・皮膚科		9:13	11:13	14:38
市役所		9:16	11:16	14:41



見直し後

バス停名	便	第1便	第2便	第3便
JA白須賀支店		8:13	10:10	13:35
元町中丁公会堂		8:19	10:16	13:41
元町東公民館		8:20	10:17	13:42
一区公民館		8:21	10:18	13:43
大倉戸		8:22	10:19	13:44
松山		8:23	10:20	13:45
高師山公民館		8:24	10:21	13:46
新居地域センター		8:26	10:23	13:48
老人福祉センター		8:29	10:26	13:51
新居西町公民館		8:31	10:28	13:53
中町		8:32	10:29	13:54
新居関所		8:34	10:31	13:56
あらい青葉クリニック		8:34	10:31	13:56
新居町駅		8:36	10:33	13:58
新居高校		8:37	10:34	13:59
柏原		8:38	10:35	14:00
住吉		8:39	10:36	14:01
住吉東		8:40	10:37	14:02
ひばりヶ丘遊園地		8:41	10:38	14:03
新居弁天		8:44	10:41	14:06
みなと運動公園		8:46	10:43	14:08
向島中		8:48	10:45	14:10
新居町駅		8:52	10:49	14:14
あらい青葉クリニック		8:54	10:51	14:16
新居関所		8:55	10:52	14:17
天当山住宅入口		8:56	10:53	14:18
郷南公民館		8:57	10:53	14:18
郷北公民館		8:58	10:55	14:20
クリニック井田・すずき整形外科		9:00	10:57	14:22
イナカノ湖西		9:03	11:00	14:25
湖西病院		9:08	11:05	14:30
鷺津公園		9:10	11:07	14:32
鷺津駅		9:12	11:09	14:34
長尾クリニック		9:13	11:10	14:35
鷺津中学校		9:14	11:11	14:36
鷺津中学校西		9:15	11:12	14:37
こいで整形外科・皮膚科		9:16	11:13	14:38
市役所		9:19	11:16	14:41

※ JA白須賀支店 ……変更があった出発時刻

# 白須賀新居鷲津線 J A 白須賀支店行き

見直し前

バス停名	便		
	第1便	第2便	第3便
市役所	12:15	15:00	16:50
こいで整形外科・皮膚科	12:17	15:02	16:52
鷲津中学校西	12:18	15:03	16:52
鷲津中学校	12:18	15:03	16:53
長尾クリニック	12:19	15:04	16:54
鷲津駅	12:21	15:06	16:56
鷲津公園	12:22	15:07	16:58
湖西病院	12:24	15:09	17:00
鷲津東町	12:26	15:11	17:02
イナカノ湖西	12:29	15:14	17:05
クリニック井田・すずき整形外科	12:31	15:16	17:08
郷北公民館	12:33	15:18	17:10
郷南公民館	12:35	15:20	17:12
天当山住宅入口	12:36	15:21	17:13
新居関所	12:38	15:23	17:14
あらい青葉クリニック	12:38	15:23	17:14
新居町駅	12:41	15:26	17:16
新居高校	12:42	15:27	17:17
柏原	12:43	15:28	17:18
住吉	12:44	15:29	17:19
住吉東	12:45	15:30	17:20
ひばりカ丘遊園地	12:46	15:31	17:21
新居弁天	12:49	15:34	17:24
みなと運動公園	12:51	15:36	17:26
向島中	12:53	15:38	17:28
新居町駅	12:57	15:42	17:32
あらい青葉クリニック	12:59	15:44	17:34
新居関所	12:59	15:44	17:34
泉町	13:00	15:45	17:35
中町	13:01	15:46	17:36
新居西町公民館	13:02	15:47	17:37
新居地域センター	13:03	15:48	17:38
老人福祉センター	13:08	15:53	17:45
高師山公民館	13:10	15:55	17:47
松山	13:11	15:56	17:48
大倉戸	13:12	15:57	17:49
一区公民館	13:13	15:58	17:50
元町東公民館	13:14	15:59	17:51
元町中丁公会堂	13:15	16:00	17:52
JA白須賀支店	13:20	16:05	17:58



見直し後

バス停名	便		
	第1便	第2便	第3便
市役所	12:10	15:15	16:50
こいで整形外科・皮膚科	12:12	15:17	16:52
鷲津中学校西	12:13	15:18	16:53
鷲津中学校	12:13	15:18	16:53
長尾クリニック	12:14	15:19	16:54
鷲津駅	12:16	15:21	16:56
鷲津公園	12:17	15:22	16:58
湖西病院	12:20	15:25	17:01
鷲津東町	12:22	15:27	17:03
イナカノ湖西	12:26	15:31	17:07
クリニック井田・すずき整形外科	12:27	15:32	17:09
郷北公民館	12:28	15:33	17:10
郷南公民館	12:30	15:35	17:12
天当山住宅入口	12:31	15:36	17:13
新居関所	12:33	15:38	17:15
あらい青葉クリニック	12:34	15:39	17:16
新居町駅	12:38	15:43	17:20
新居高校	12:39	15:44	17:21
柏原	12:40	15:45	17:22
住吉	12:41	15:46	17:23
住吉東	12:42	15:47	17:24
ひばりカ丘遊園地	12:43	15:48	17:25
新居弁天	12:46	15:51	17:28
みなと運動公園	12:48	15:53	17:30
向島中	12:50	15:55	17:32
新居町駅	12:54	15:59	17:36
あらい青葉クリニック	12:56	16:01	17:38
新居関所	12:56	16:01	17:38
泉町	12:57	16:02	17:39
中町	12:58	16:03	17:40
新居西町公民館	12:59	16:04	17:41
新居地域センター	13:00	16:05	↓
老人福祉センター	13:04	16:09	↓
高師山公民館	13:07	16:12	17:44
松山	13:08	16:13	17:45
大倉戸	13:09	16:14	17:46
一区公民館	13:10	16:15	17:47
元町東公民館	13:11	16:16	17:48
元町中丁公会堂	13:12	16:17	17:49
JA白須賀支店	13:18	16:23	17:55

※                      ……変更があった出発時刻





令和 2 年 6 月 24 日

(件名)

## コーちゃんバス事業者選定の実施について

(産業部産業振興課)

### 1 要旨

令和 2 年 10 月 1 日から路線を再編して運行する下記の路線について、令和 2 年度末をもって満了を迎えることから、湖西市コミュニティバスの運行事業者を募集する。

### 2 募集路線

路線名	車両定員
鷺津循環線	10 人程度
白須賀新居鷺津線	25 人程度
白須賀鷺津線	25 人程度
岡崎鷺津線	25 人程度
白須賀岡崎線・岡崎循環線	25 人程度
知波田入出線	25 人程度

※ 詳細は「資料 10-1 湖西市バス運行業務仕様書」を参照。

### 3 期間

令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで

※別段の問題がない場合、優先的に令和 4 年度までの契約を交渉するものとする。なお、令和 5 年度の運行業務についても同様とする。

### 4 今後のスケジュール（予定）

内 容	日 時
公募受付開始	令和 2 年 7 月 6 日（月）
参加表明書提出期限	令和 2 年 7 月 20 日（月）17 時まで
質問書提出期限	令和 2 年 7 月 20 日（月）17 時まで
質問への回答期限	令和 2 年 7 月 27 日（月）
提案書提出期限	令和 2 年 7 月 31 日（金）17 時まで
運行事業者選定委員会	令和 2 年 8 月 7 日（金）

# 湖西市バス運行業務仕様書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

## 1 適用範囲

この仕様書は、湖西市が発注するバス運行業務に適用する。

## 2 目的

本市では、「誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境が充実した暮らしやすいまち」を交通将来像とする「湖西市地域公共交通網形成計画」を策定して地域公共交通の充実に取り組んでいる。市内の移動ニーズに対応するため、コミュニティバスを令和3年4月1日から運行する。

## 3 業務内容

### (1) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

### (2) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

※本業務期間における運行事業者の業務について、別段の問題等がない場合、優先的に令和5年3月31日までの契約を交渉するものとする。令和6年度の業務についても同様とする。

### (3) 運行開始手続

運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

## 4 運行路線・バス停配置

運行開始日から運行する路線・バス停配置は別紙のとおりとする。

路線名	詳細内容
鷺津循環線	別紙のとおり
白須賀新居鷺津線	別紙のとおり
白須賀鷺津線	別紙のとおり
岡崎鷺津線	別紙のとおり
白須賀岡崎線・岡崎循環線	別紙のとおり
知波田入出線	別紙のとおり

## 5 運行ダイヤ

各路線の運行ダイヤ・本数は別紙のとおりとする。なお、路線の再編及び運行ダイヤを変更する場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定するため、この限りではない。

## 6 運行日

各路線の運行日は、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始は運休とする。

## 7 運行車両

### (1) 車両の条件

車両は「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準」に適合する自動車、又は中部運輸局の定める「移動等円滑化基準適用除外自動車の認定要領」に適合する自動車であること。また、路線定期運行の各種基準に適合する仕様とすること。

### (2) 使用車両

以下のとおりとする。なお、予備車両は含んでいない。

路線名	最大乗車定員	最低台数
鷺津循環線	10 人程度	最低 1 台
白須賀新居鷺津線	25 人程度	最低 1 台
白須賀鷺津線	25 人程度	最低 1 台
岡崎鷺津線	25人程度	最低 1 台
白須賀岡崎線・岡崎循環線	25人程度	最低 1 台
知波田入出線	25人程度	最低 1 台

### (3) 車両の確保

運行に使用する車両は、運行事業者で準備するものとし維持管理を行うものとする。車両の車検及び故障等により使用できない場合の予備車両及び定員超過時の対応のための予備車両は、運行事業者で準備する。

### (4) 車両確保の確認

運行事業者は、運行開始日までに準備し、本市の確認を受けること。

## 8 運行準備

ア 運行開始日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の認可等に関する審査基準を満たすこと。

イ 運行開始日までに運行路線について各種法令に基づく許可、認可等を有する

こと。

ウ 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行できること。

エ 運行事業者のやむを得ない事情等により、運行開始日までにア～ウに掲げる事項の手続きが整わない場合は、発覚した時点で直ちに本市へ報告し、その対応について協議するとともに、一刻も早く基準を満たして運行するよう努めること。

オ 運行路線の時刻表及び路線図等は、本市と協議の上作成し、運行開始日の概ね1週間前までに設置すること。

カ 運行改善に伴い、時刻及び路線等の変更が生じた場合は、時刻表及び路線図等を記したPRチラシを協議の上、作成すること。

## 9 料金

### (1) 通常料金

市内一律運賃を採用し、200円とする。なお、料金を変更する場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定する。なお、他の路線へ乗り継ぐ場合は、乗継券を発行する。

### (2) 割引料金

下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。

- ・ 同伴者1人につき未就学児2人まで：無料
- ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：無料
- ・ 小学生：半額
- ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方とその付添人1人：半額

## 10 車内・車外広告

(1) 車内掲示用の案内表示の作成（路線図、運行ダイヤ）は基本的には運行事業者が作成するものとする。

(2) 運行事業者は、本市と協議の上、車内及び車外広告を募集し、広告収入を得ることができるものとする。広告収入は当該路線の経常収益に含めることとする。

## 11 運行経費

### 運行経費の負担

#### (1) 負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提する。

本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）－当該路線に係る収入  
※地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。

※燃料費の高騰など事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増大した場合は別途協議する。

(2) 経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費
- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・停留所設備の維持・管理
- ・転回や休憩場所を確保するための借地料
- ・その他業務に必要な経費

(3) 停留所設備（ポール、運行ダイヤ表示板）については、既存のバス停を継続して使用するものとする。運行開始後の維持管理は運行事業者で行うものとする。

(4) その他業務には、運輸局への申請業務、公共交通会議への報告業務、乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助、乗車券の作成・発行、料金徴収・管理、車内案内アナウンス、緊急時の対応（緊急連絡、予備車の確保等）、車両清掃、業務期間中の運行に係る備品の補完・管理等、運行に必要な業務一切を含むものとする。

## 1 2 公募時の提案事項

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき、運行業務を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

## 1 3 利用状況調査の実施

### (1) 乗降調査

- ア 調査員等により、利用者ごとの乗車場所及び降車場所を調査する。
- イ 乗務員等により、便及びバス停別の乗降者数を調査する。
- ウ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。



エ 調査日：アの調査は、運行期間内で本市の指示により決定し、1年に1日程度とする。

イの調査は原則、全運行日とする。

## (2) 聞き取り調査

ア バス車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日：運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

## 1.4 運行管理

ア 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。

イ 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両及びバス停管理台帳、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を産業振興課に提出すること。なお、その後の異動についても同様とする。

ウ 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を産業振興課に提出すること。

エ 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

## 1.5 管理体制

### ①管理責任者

ア 運行事業者は、業務を執行するにあたり管理責任者を定める。

イ 管理責任者は、乗務員及び運行管理業務に係る者を監督し、常に適正な運行管理に努めなければならない。

ウ 管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底させるものとする。

エ 乗務員及び運行管理業務に携わる者には、心身に異常のある者を従事させないこと。

オ 運転中に事故が発生した場合は、管理責任者は直ちに事故調査をし、産業振興課へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についての対応も同様とする。

カ 運行中の事故等による損害又は障害等に対する賠償は、運行事業者がその責を負うこと。ただし、運行事業者の責によらないものはこの限りではない。

キ 運行事業者は、本業務の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しな

ければならない。

ク 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更又は中止をする場合は、速やかに担当課へ報告しなければならない。

ケ 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに担当課へ報告するものとする。

## ②乗務員

ア 業務に従事する乗務員は法定免許取得者とし、事故防止に最善の注意を払うこと。

イ 運転中に事故が発生した場合には、乗務員は直ちに管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。なお、故障や苦情等についての対応も同様とする。

ウ 天災、その他やむを得ない事由によりバス運行に支障が生じる恐れがあると判断したときは、乗務員は直ちに管理責任者に報告し指示を仰ぐこと。

## 1 6 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

## 1 7 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

## 1 8 損害賠償

運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

## 1 9 協議事項

契約または協定に定めのない事項及び契約または協定の各条の解釈に疑義が生じた場合は、本市と運行事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

## 2 0 その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務

は、運行事業者が負うものとする。

- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。
- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行路線・バス停配置、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を契約後短期間で変更する場合があるので、公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 運行開始日までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。

## 湖西市が実施するバス運行事業者選定要項

## 1 趣旨

この要項は、公募型のプロポーザル方式（以下「本入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項について定めるものである。

## 2 業務概要

## (1) 業務名

湖西市バス運行業務

## (2) 業務場所

湖西市内

## (3) 業務内容

別紙「湖西市バス運行業務仕様書」のとおりとする。

## (4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

本業務期間における運行事業者の業務について、別段の問題等がない場合、優先的に令和4年度までの契約を交渉するものとする。なお、令和5年度の業務についても同様とする。また、路線の再編を行う場合には、運行事業者と本市が協議のうえ、地域公共交通会議に諮り決定するため、この限りではない。

## (5) 運行に係る経費

## 負担の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けることを前提する。

本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{負担額} &= (\text{運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額}) \\ &\quad - \text{当該路線に係る収入} \\ &\quad \text{※地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。} \end{aligned}$$

※燃料費の高騰など事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増大した場合は別途協議する。

## 3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者又は、運行開始までに確実に許可を得ることができ、必要な手続きを行える能力を有する。
- (2) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を湖西市に有する者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能なる者。
- (3) 「湖西市バス等運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。

- (4) 本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取引要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 14 年法律第 225 号）の規程に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 令和元年度において国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

#### 4 提案書提出までの手続等

- (1) 担当部署 産業部産業振興課公共交通係 担当 伊藤、小笠原  
 所在地 〒431-0492 湖西市吉美 3268  
 電 話 053-576-4560（直通） F A X 053-576-1115  
 Eメール [koutuu@city.kosai.lg.jp](mailto:koutuu@city.kosai.lg.jp)  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- (2) 公募の周知  
 本市ホームページに掲載し、運行事業者を公募する。

#### (3) 参加表明書の提出

- ① 提出書類  
 参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（別紙様式 1-1、1-2、1-3）を提出すること。
- ② 公募受付開始  
 令和 2 年 7 月 6 日（月）から
- ③ 提出期限  
 令和 2 年 7 月 20 日（月）午後 5 時まで（必着）  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- ④ 公募の単位  
 公募は次に掲げる路線で受け付ける。（別紙の「湖西市バス等運行业務仕様書」を参照のこと。）

路線名
鷺津循環線
白須賀新居鷺津線
白須賀鷺津線
岡崎鷺津線
白須賀岡崎線・岡崎循環線
知波田入出線

- ⑤ 提出場所  
 上記 4 提案書提出までの手続等（1）に同じ
- ⑥ 提出方法  
 窓口への持参、郵送とする。（必着）



(4) 質問及び回答

① 質問の受付期間

令和2年7月20日(月)午後5時まで ※期日厳守  
(執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

② 提出場所

上記4 提案書提出までの手続等(1)に同じ。

③ 提出方法

FAX、Eメールにより提出する。(様式自由)

④ 回答方法

回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、令和2年7月27日(月)までにEメールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(5) 提案書

① 提出書類

1) 提案書

ア 提案書の作成様式

様式は自由とするが、A4版規格により記載すること。

文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図面等を使用してもよい。

イ 提案項目

提案項目は以下に掲げるとおりとし、各提案項目についてA4版1頁以内で提案し、分かりやすく簡潔にまとめること。

提案項目		提案する際の視点
基礎的 条件面	事業所の特色・PR	安全性に対する取組み、経費節減、経営合理化の配慮 この事業への受託意欲等
	受注実績	バス運行事業の実績等
	車両保有台数	運転士や車両の確保等
	不測の事態の対処方法	対応マニュアルの整備等
	行政処分の有無	道路運送法による行政処分の有無
	重大事故の発生状況	過去に重大自動車事故をおこしていないか
	受託後の組織体制	事業受託後の管理責任体制等
サー ビス面	安全性の確保、向上	安全性を確保、向上させるための取組み内容
	利用者の利便性向上	利便性を向上させるための取組み内容
見積もり金額		「湖西市バス等運行业務仕様書」参照

## 2) 添付書類

- ア 会社案内等の法人の概要が分かるもの
- イ 商業登記事項証明書または代表者身分証明書
- ウ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し
- エ 財務諸表（過去3年のもの。法人にあっては貸借対照表及び損益計算表）
- オ 国税及び地方税の未納がないことの証明書
- カ 運転者の交通事故・違反状況（過去3年）

### ② 提出期限

令和2年7月31日（金）午後5時まで  
（執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

### ③ 提出場所

上記4 提案書提出までの手続き等（1）に同じ。

### ④ 提出部数

正本1部 副本10部

### ⑤ 提出方法

上記4 提案書提出までの手続き等（3）⑥に同じ。

## 5 選定方法

### (1) 書類審査

審査は、湖西市コミュニティバス運行業務に係る運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

### (2) 選定方法

提出された提案書を審査し、評価が最も高い者を選定する。

### (3) 審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し審査する。

価格要素得点 40点  
非価格要素得点 60点

#### 審査項目

要素	項目
価格要素	見積もり金額
非価格要素	安全性に対する取組み、事業所の特色・PR
	受注実績
	車輛保有台数
	不測の事態の対応方法
	国土交通省による処分状況(令和2年4月1日を基準日とする。)
	重大事故の発生状況(令和2年4月1日を基準日とする。)
	事業受託後の組織体制
	運行の安全性確保、向上
	利用者の利便性の向上

(4) 結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査の結果に関する質問には回答をしない。
- ④ 本市ホームページにて運行事業者を公表する。

6 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公募受付開始     | 令和2年7月 6日 (月) から      |
| (2) 参加表明書提出期限  | 令和2年7月 20日 (月) 午後5時まで |
| (3) 質問書提出期限    | 令和2年7月 20日 (月) 午後5時まで |
| (4) 質問への回答     | 令和2年7月 27日 (月) まで     |
| (5) 提案書提出期限    | 令和2年7月 31日 (金) 午後5時まで |
| (6) 運行事業者選定委員会 | 令和2年8月 7日 (金)         |

7 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する場合は、失格とする。
  - ① バス運行事業者選定要項に定める手続きを遵守しない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ その他、交通会議の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、運行事業者の選定以外で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 質問書を提出したが、参加資格を有していない場合については、その質問には回答しない。
- (7) 運行事業者の過失により、地域公共交通確保維持改善事業補助金の交付を受けなかった場合、その負担は運行事業者が負う。
- (8) 運行開始日までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。



令和 2 年 6 月 24 日

## 湖西市デマンド型乗合タクシー運行事業者選定の実施について

(産業部産業振興課)

### 1 要旨

現在、白須賀地区及び知波田地区にて運行しているデマンド型乗合タクシーについて、令和 2 年度末をもって満了を迎えることから、湖西市デマンド型乗合タクシーの運行事業者を募集する。

### 2 募集路線

路線名	車両定員
湖西市デマンド型乗合タクシー	4 人程度

### 3 期 間

令和 3 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで

※ 別段の問題がない場合、優先的に令和 4 年度までの契約を交渉するものとする。なお、令和 5 年度の運行業務についても同様とする。

### 4 今後のスケジュール（予定）

内 容	日 時
公募受付開始	令和 2 年 7 月 6 日(月)
参加表明書提出期限	令和 2 年 7 月 20 日(月) 17 時まで
質問書提出期限	令和 2 年 7 月 20 日(月) 17 時まで
質問への回答期限	令和 2 年 7 月 27 日(月)
提案書提出期限	令和 2 年 7 月 31 日(金) 17 時まで
運行事業者選定委員会	令和 2 年 8 月 7 日(金)

# 湖西市デマンド型乗合タクシー 運行業務仕様書

令和3年4月  
湖西市

1. 適用範囲  
この仕様書は、湖西市が発注する湖西市デマンド型乗合タクシーの運行業務に適用する。
2. 目的  
湖西市における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、湖西市デマンド型乗合タクシー実証実験（以下、「デマンド型乗合タクシー」という。）の運行業務を委託する。
3. 委託事業の概要
  - (1) 運行区域等  
運行区域は白須賀地区及び知波田地区とし、それぞれの地区内及び地区外の指定施設（乗降場所）を指定する。
  - (2) 事業形態  
本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。
  - (3) 委託期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
  - (4) 運行方法  
道路運送法第4条による乗合運行。
  - (5) 業務に必要とされる要件
    - ① 運行業務、運行管理業務及び車両管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
    - ② 上記運行区域において、契約締結日から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。
    - ③ 運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実にを行うこと。
  - (6) デマンド型乗合タクシーの運行内容
    - ① 利用対象者
      - ア. 利用対象者は、白須賀地区及び知波田地区の住民とする。
      - イ. 未就学児だけの利用はできないこととする。
      - ウ. 運行車両への乗り降りに、乗務員の介助を必要としないこと。



- ② 利用登録
  - ア. デマンド型乗合タクシーの利用者は、登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に登録手続きを行う。
  - イ. 市では、記載内容を確認し、利用者番号、氏名等を掲載した利用者登録証を無料で発行（郵送）する。
  - ウ. 受託者へ必要な利用者情報を提供する。
- ③ 利用方法
  - ア. 事前に運行事業者へ直接電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約する。同乗する未就学児についても予約を必要とする。
  - イ. 予約受付時間は、月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時までとする。日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。
  - ウ. 予約受付は、7 日前から各便の 30 分前までとする。ただし、運行時間が 8 時 00 分及び 8 時 30 分の便は、前日の午後 5 時までの受け付けとする。
- ④ 運行目的地
  - ア. 白須賀地区
    - 《白須賀地区内》
    - 《鷺津地区》
    - 《新居地区》
    - 《岡崎地区》
  - イ. 知波田地区
    - 《知波田地区内》
    - 《鷺津地区》
    - 《新居地区》
    - 《岡崎地区》
    - 《入出・新所地区》
- ⑤ 運行日
  - 月曜から金曜日とする（運休日を除く）。
- ⑥ 運休日
  - 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）とする。
- ⑦ 運行経路等
  - ア. デマンド型乗合タクシーの予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の乗降を繰り返す。
  - イ. 利用者宅と運行目的地（乗降場所、指定施設等）を結び、これら以外の乗降はできないものとする。また、指定施設から指定施設への移動はできないものとする。

⑧ 利用料金（運賃）

ア. 白須賀地区

《白須賀地区内》300 円

《鷺津地区》800 円

《新居地区》800 円

《岡崎地区》800 円

イ. 知波田地区

《知波田地区内》300 円

《鷺津地区》700 円

《新居地区》1,000 円

《岡崎地区》700 円

《入出・新所地区》500 円

※湖西市が発行する湖西市高齢者バス・タクシー乗車券も運賃収入に含む。

※運賃収入は、現金・回数券・湖西市高齢者バス・タクシー乗車券にて徴収するものとする。

⑨ 割引料金

2 人以上乗合が発生した場合について、以下の表に基づき一人当たり料金を割り引くものとする。

《白須賀地区》

地区区分	2 人乗車	3 人以上乗車
地区内	割引なし	割引なし
鷺津・新居・岡崎地区	200 円割引	300 円割引

《知波田地区》

地区区分	2 人乗車	3 人以上乗車
地区内	割引なし	割引なし
鷺津・新居・岡崎地区	200 円割引	300 円割引
入出・新所地区	割引なし	割引なし

また、下記の者については、乗合が発生した際の料金を割り引いた後、下記に示すように料金を割り引くものとする。

- ・ 同伴者 1 人につき未就学児 2 人まで：【無料】
- ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：【半額】
- ・ 小学生：【半額】
- ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付添人 1 人：【半額】
- ・ 2 人以上乗合が発生した場合については、以下の表に基づいて運行区域は白須賀地区及び知波田地区とし、それぞれの地区内及び地区

外の指定施設（乗降場所）を指定する。

《全地区共通事項》

⑩ 運行便数と運行時刻

ア. 白須賀地区

8:00・9:00・10:00・10:30・11:00・11:30・12:00・12:30・  
13:00・14:00・15:00・16:00・17:00

イ. 知波田地区

8:30・9:30・10:30・11:30・12:30・13:30・14:30・15:30・16:30・  
17:30

⑪ 事業費の考え方

委託契約を締結する際に1運行当たりの事業費（運行費）を確定し、この運行費（割引料金を含む）と利用者からの乗車賃（利用料金）の差額を委託料として市が支払う。

また、運賃収入の他、回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額も運行経費から差し引くものとする。

⑫ 運行車両

ア. 運行事業者が所有する一般乗用旅客事業に使用する5人未満の乗車定員の車両を使用する。

イ. 車両の運行台数は、予備車両を含め26台以上とする。

※予想される配車に対して滞りなく対応すること。

ウ. 運行事業者は運行開始日までに車両を準備し、本市の確認を受けること。

⑬ 指定施設等については、湖西市地域公共交通会議、運行事業者と協議の上決定する。

4. 委託業務の範囲

- (1) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用予約に関すること。
- (2) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行に関すること。
- (3) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用料金の徴収に関すること。
- (4) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行管理及び運転者に関すること。
- (5) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。

5. 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車

両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を産業振興課に提出すること。  
なお、その後の異動についても同様とする。

- (3) 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を産業振興課に提出すること。
- (4) 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

## 6. 委託料、運行経費、収入

- (1) 委託料は、委託期間内における「1運行に係る運行費用」の合算額から「1運行によって徴収した利用料金」及び回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額を差し引いた金額とする。この場合において、当該利用料金の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。

また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行費用が増加した場合は、発注者と受注者とが協議するものとし、必要に応じて変更契約を行うことができる。

- (2) 運行分の請求は次の期日までに請求するものとする。

令和3年7月10日（令和3年4月1日から令和3年6月30日までの運行分）

令和3年10月10日（令和3年7月1日から令和3年9月30日までの運行分）

令和4年1月10日（令和3年10月1日から令和3年12月28日までの運行分）

令和4年4月10日（令和4年1月4日から令和4年3月31日までの運行分）

市は、請求を受理してから30日以内に委託料を払うものとする。

- (3) 利用料金の合算額が運行費用の合算額を同額若しくは上回った場合は、市は、当該金額を速やかに委託運行事業者に請求するものとし、運行委託事業者は、請求を受けた日から市が指定する口座に、期日内に支払うものとする。

- (5) 運行経費

経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び指定施設毎の乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費
- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・その他業務に必要な経費

## 7. 委託事業上の注意事項

- (1) 事業者は、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な

法人であること。

- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必要な資料の提供ができること。
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。
  - ① 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
  - ③ 湖西市から入札参加停止措置を受けている者。
  - ④ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
  - ⑤ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者。
  - ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者(平成17年6月改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。)
  - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑨ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
  - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

## 8. 特記事項

### (1) 事故等の報告

デマンド型乗合タクシーの運行業務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。

### (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

### (3) 聞き取り調査

ア タクシー車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日:運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

### (4) 損害賠償責任

事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関らず運行事業者の責任とする。

### (5) 協議の場の設置

本業務の実施期間中、次の事項を協議する場を設置することができるものとする。

る。

- ① 業務実績報告書についての質疑応答に関する事項。
  - ② 安全管理、車両管理に関する事項。
  - ③ 苦情、要望事項。
  - ④ 運行方法等に対する改善提言に関する事項。
- (6) 資料提供の協力等  
市の求めにより運行に関する資料の提供、運行内容を協議する会等への参加について協力するものとする。
- (7) 個人情報の取り扱い  
当該委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、湖西市個人情報保護条例（平成平成 17 年 3 月 25 日湖西市条例第 7 号）の目的に鑑み適切に処理しなければならない。
- (8) 再委託の禁止  
第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。
- (9) 関係法令等の遵守  
委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 疑義事項  
本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。
- (11) 補助金の申請手続き等  
運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」や、静岡県「市町自主運行バス事業費補助金」等の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。
- (12) 契約  
実証実験後、“(13) 契約の解除” に該当しない場合については、“3（3）委託期間” の翌年度及び翌々年度に限り公共交通会議に諮り契約できるものとする。
- (13) 契約の解除  
本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。  
ア 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。  
イ 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

## 9. その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として

参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。

- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行区域、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合があるので公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 業務実績報告書、車両明細書、利用者明細書は別紙のとおり。



実務実績報告書

年 月 日

(宛て先)  
湖西市長

所在地  
名 称  
代表者 ⑩

湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書第9条に基づき運行状況を次のとおり報告します。

【 年 月】

- |          |     |          |   |
|----------|-----|----------|---|
| 1. 乗車人員  | 0 人 | {        | 内、白須賀地区<br>一般 0 人、障害者 0 人、返納 0 人、<br>付添人 0 人、小学生 0 人、幼児 0 人 |
|          |     |          | 知波田地区<br>一般 0 人、障害者 0 人、返納 0 人、<br>付添人 0 人、小学生 0 人、幼児 0 人   |
| 2. 運行車両数 | 0 台 | (内、白須賀地区 | 0 台、知波田地区 0 台)  |
| 3. 運行経費  | 0 円 | (内、白須賀地区 | 0 円、知波田地区 0 円)  |
| 4. 運賃収入  | 0 円 | (内、白須賀地区 | 0 円、知波田地区 0 円)  |
| 5. 委託運香料 | 0 円 | (3 - 4)  |   |
| 6. その他   |     |          |   |

※注意

- (1)本報告書に「明細書」を添付して提出してください。
- (2)その他には、道路交通法第 72 条第 1 項の交通事故、自動車事故報告規則第 2 条の重大事故、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 条により処理された苦情又はそのた特出すべき事項について記載してください。

別紙 車両明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー車両明細書 ( 地区 年 月分)

車両 NO.	運行日	方面 区分	便 区分	利用者数						運行経費 (円)	運賃収入 (円)	委託料 申請額 (円)	走行 <sup>※</sup>	うち実車 走行 <sup>※</sup>	運転手 氏名
				計	大人	障害者	付添人	幼児	返納						
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
計															

別紙 利用者明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー利用者明細書 ( 地区 年 月分)

車両 NO.	運行 日	方面 区分	便 区分	エリア 区分	会員 No	利用者 区分	乗車場所	降車場所	運賃収入 (円)	運行 <sup>※</sup> (km)	予約	車両 No
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
計												

## 湖西市が実施するデマンド型乗合タクシー実証実験運行事業者選定要項

## 1 趣旨

この要項は、公募型のプロポーザル方式（以下「本入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項について定めるものである。

## 2 業務概要

## (1) 業務名

湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務

## (2) 業務場所

湖西市内

## (3) 業務内容

別紙「湖西市デマンド型乗合タクシー実証実験運行業務仕様書」のとおりとする。

## (4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日(令和3年度)

※別段の問題がない場合、優先的に令和4年度までの契約を交渉するのとする。

なお、令和5年度の運行業務についても同様とする。

## (5) 運行に係る経費

委託の方法

当該路線は地域公共交通確保維持改善事業等の補助金を受けることを前提する。

本市の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

委託料＝1運行に係る運行費用の合算額－徴収した利用料金の合算額。

※当該利用料金の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。

※地域公共交通確保維持改善事業の補助金を含む。

## 3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者又は、運行開始までに確実に許可を得ることができ、必要な手続きを行える能力を有する。
- (2) 営業所の所在地として、中運局公示第53号に規定する営業所及び自動車車庫を湖西市に有する者であること。事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者。
- (3) 「湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務仕様書」に基づく業務を行うことができること。

- (4) 本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取引要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規程に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規程に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 令和元年度において国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

#### 4 提案書提出までの手続等

##### (1) 担当部署

産業部産業振興課公共交通係 担当 伊藤、小笠原  
 所在地 〒431-0492 湖西市吉美 3268  
 電話 053-576-4560（直通） F A X 053-576-1115  
 Eメール [koutuu@city.kosai.lg.jp](mailto:koutuu@city.kosai.lg.jp)  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

##### (2) 公募の周知

本市ホームページに掲載し、運行事業者を公募する。

##### (3) 参加表明書の提出

###### ① 提出書類

参加意思及び参加資格の確認のため、参加表明書（別紙様式 1-1、1-2、1-3）を提出すること。

###### ② 公募受付開始

令和 2 年 7 月 6 日（月）から

###### ③ 提出期限

令和 2 年 7 月 20 日（月）午後 5 時まで（必着）  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

###### ④ 公募の単位

公募は次に掲げる路線で受け付ける。（別紙の「湖西市バス等運行业務仕様書」を参照のこと。）

路線名
湖西市デマンド型乗合タクシー

###### ⑤ 提出場所

上記 4 提案書提出までの手続等（1）に同じ

###### ⑥ 提出方法

窓口への持参、郵送とする。（必着）

##### (4) 質問及び回答

###### ① 質問の受付期間

令和 2 年 7 月 20 日（月）午後 5 時まで  
 （執務時間：土、日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- ② 提出場所  
上記4 提案書提出までの手続等（1）に同じ。
- ③ 提出方法  
FAX、Eメールにより提出する。（様式自由）
- ④ 回答方法  
回答は、参加意思を表明した事業者全員に対し、令和2年7月27日（月）までEメールにて回答する。  
なお、質問に対する回答は、本要項や仕様書等に記載する内容の追加または修正とみなす。

(5) 提案書

① 提出書類

1) 提案書

ア 提案書の作成様式

様式は自由とするが、A4版規格により記載すること。  
文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図面等を使用してもよい。

イ 提案項目

提案項目は以下に掲げるとおりとし、各提案項目についてA4版1頁以内で提案し、分かりやすく簡潔にまとめること。

提 案 項 目		提 案 する 際 の 視 点
基 礎 的 条 件 面	事業所の特色・PR	安全性に対する取組み、経費節減、経営合理化の配慮 この事業への受託意欲等
	受注実績	デマンド型交通運行事業の実績等
	車輛保有台数	運転士や車両の確保等
	不測の事態の対処方法	対応マニュアルの整備等
	行政処分の有無	道路運送法による行政処分の有無
	重大事故の発生状況	過去に重大自動車事故をおこしていないか
	受託後の組織体制	事業受託後の管理責任体制等
ス ー ー ビ ー	安全性の確保、向上	安全性を確保、向上させるための取組み内容
	利用者の利便性向上	利便性を向上させるための取組み内容
見積もり金額		「湖西市デマンド型乗合タクシー業務仕様書」参照

2) 添付書類

- ア 会社案内等の法人の概要が分かるもの
- イ 商業登記事項証明書または代表者身分証明書
- ウ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し
- エ 財務諸表（過去3年のもの。法人にあつては貸借対照表及び損益計算表）
- オ 国税及び地方税の未納がないことの証明書
- カ 運転者の交通事故・違反状況（過去3年）

- ② 提出期限  
令和2年7月31日（金）午後5時まで  
（執務時間：土、日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- ③ 提出場所  
上記4 提案書提出までの手続等（1）に同じ。
- ④ 提出部数  
正本1部 副本10部
- ⑤ 提出方法  
上記4 提案書提出までの手続等（3）⑥に同じ。

## 5 選定方法

### （1）書類審査

審査は、湖西市コミュニティバス運行業務に係る運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行う。

### （2）選定方法

提出された提案書を審査し、評価が最も高い者を選定する。

### （3）審査項目

総合的に評価するために、次に掲げる項目により採点し審査する。

価格要素得点 40点

非価格要素得点 60点

#### 審査項目

要素	審査項目
価格要素	見積もり金額
非価格要素	安全性に対する取組み、事業所の特色・PR
	受注実績
	車輛保有台数
	不測の事態の対応方法
	国土交通省による処分状況
	重大事故の発生状況
	事業受託後の組織体制
	運行の安全性確保、向上
	利用者の利便性の向上

### （4）結果の報告

- ① 審査の結果は、提案書提出者全員に文書で通知する。
- ② 審査の結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査の結果に関する質問には回答をしない。
- ④ 本市ホームページにて運行事業者を公表する。



## 6 公募から運行事業者選定までのスケジュール

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公募受付開始     | 令和2年7月 6日 (月) から      |
| (2) 参加表明書提出期限  | 令和2年7月 20日 (月) 午後5時まで |
| (3) 質問書提出期限    | 令和2年7月 20日 (月) 午後5時まで |
| (4) 質問への回答     | 令和2年7月 27日 (月)        |
| (5) 提案書提出期限    | 令和2年7月 31日 (金) 午後5時まで |
| (6) 運行事業者選定委員会 | 令和2年8月 7日 (金)         |

## 7 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する場合は、失格とする。
  - ① バス運行事業者選定要項に定める手続きを遵守しない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ その他、交通会議の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は、運行事業者の選定以外で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 質問書を提出したが、参加資格を有していない場合については、その質問には回答しない。
- (7) 運行事業者の過失により、地域公共交通確保維持改善事業補助金の交付を受けなかった場合、その負担は運行事業者が負う。
- (8) 運行開始までに予算が確定しない場合については、契約を行わないものとする。